

規 約 規 則 等 集

埼 玉 県 歯 科 医 師 連 盟

(令 和 7 年 4 月 1 日 現 在)

目 次

埼玉県歯科医師連盟規約	1 ~ 8
埼玉県歯科医師連盟役員選出規則	9 ~ 17
埼玉県歯科医師連盟役員報酬及び退職慰労金支給細則	18 ~ 19
埼玉県歯科医師連盟旅費支給規程	20 ~ 21
埼玉県歯科医師連盟旅費及び役員報酬等の支給方法に関する規程	22 ~ 23
埼玉県歯科医師連盟公印の押印省略に関する取扱要項	24
埼玉県歯科医師連盟支出に関する取扱要項	25
埼玉県歯科医師連盟会長選挙届出書	26 ~ 30
埼玉県歯科医師連盟監事選挙届出書	31 ~ 35

埼玉県歯科医師連盟規約

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本連盟は、埼玉県歯科医師連盟（以下「本連盟」という。）と称し、事務所をさいたま市浦和区針ヶ谷4丁目165番26号に置く。

(組織及び会員)

第2条 本連盟は、一般社団法人埼玉県歯科医師会（以下「県歯」という。）の会員をもって組織する。

2 本連盟の会員（以下「会員」という。）は県歯の会員であって本連盟の目的に賛同し、入会したものである。

3 本連盟の会員種別は、県歯の会員種別と同種別とする。

(目的)

第3条 本連盟は、会員相互の協力により、民主的政治力を強化し、歯科医師の業権の確保とその発展を図り、県歯の目的と、その事業を達成するために必要な活動を行うものとする。

(事業)

第4条 本連盟は、県歯と緊密な連携のもと前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 歯科保健・医療・福祉制度の充実に関すること
- (2) 歯科医療に係わる政治力を強化し、業権の擁護に関すること
- (3) 歯科医業経済の確立に関すること
- (4) 県民の生活の安全安心の普及啓発に関すること
- (5) 会員に対し本連盟活動の普及向上を図ること
- (6) その他目的達成上必要なこと

(入会)

第5条 本連盟に会員として入会しようとするものは、本連盟所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会の承認を経るものとする

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、本連盟の目的達成のため行う事業に参加する権利及び会務に対し意

見を述べる権利を有する。

2 会員は、評議員会で議決した会費を年額で納入しなければならない。ただし、特別な事情がある会員に対しては、所属の郡市連盟会長から申し出があれば理事会の決定により会費を免除又は減額することができる。

3 終身会員は会費を免除する。

(退会)

第7条 会員が、本連盟を退会しようとするときは、本連盟所定の退会届を会長に提出しなければならない。

(役員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名以上 3 名以内
理事長	1 名
副理事長	2 名
理 事	5 名以上 15 名以内
監 事	2 名

2 会長及び監事は、評議員会において選出する。ただし、選出方法は別に定める。

3 副会長、理事長、副理事長、理事は、会長が評議員会の同意を得て、会員のうちから選任する。

4 役員は、評議員及び予備評議員を兼ねることができない。

5 役員の任期は、県歯役員の任期に準ずる。

6 役員には報酬を支払うことができる。報酬の額等については、理事会で定める規程によるものとする。

(役員の仕事と権限)

第9条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ定めた順位により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事長は、会長の指示により会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるときはその職務を代理し、会長及び副会長共に欠けたときは、その職務を行う。

- 4 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ定めた順位により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 理事は、会長並びに理事長の指示により会務を分掌してその職務を行う。
- 6 監事は、本連盟の業務並びに財務の監査を行う。

(常任顧問)

第 10 条 県歯会長が本連盟会長を兼務しない場合は、県歯会長は常任顧問とする。

- 2 常任顧問は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。

(顧問)

第 11 条 本連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え理事会及び評議員会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わることができない。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。

(評議員)

第 12 条 本連盟に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、各郡市連盟 2 名とし、会員数が 100 名を超える郡市連盟は 100 名を起算とし、会員数 50 名毎に 1 名追加する。

この場合 50 名を超えて端数が生じたときは、更に 1 名を追加する。

- 3 評議員は、郡市連盟から選出し、うち 1 名は郡市連盟会長がこれにあたるものとする。
- 4 前項の会員数は、役員選出前年の 1 2 月 3 1 日の会員数とする。
- 5 各郡市連盟は、当該評議員と同数の予備評議員を選出する。
- 6 評議員の任期は、役員の任期と同じとする。
- 7 予備評議員は、評議員がやむを得ない理由により、評議員会に出席することができないとき、その職務を代行する。
- 8 前項の場合においては、評議員は議長に対し会議の前日までに、書面をもってその旨、届け出なければならない。

(評議員会)

第 13 条 本連盟に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 3 評議員会は、評議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 4 定例評議員会は、毎年 2 回、3 月と 7 月に会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、時宜により開催時期を変更することができる。
- 5 評議員の 3 分の 1 以上又は監事から開会の要請があった場合、その他会長が必要と認めたとき、会長は、臨時評議員会を招集することができる。
- 6 評議員会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、緊急の場合を除いて、会議の日の 10 日前までに評議員に通知しなければならない。
- 7 評議員会の議決は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の議長及び副議長は、各郡市連盟における評議員選出の後、最初に開かれる評議員会において評議員の互選により定める。
- 9 議長及び副議長の任期は、評議員の任期と同じとする。
- 10 評議員会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決又は承認する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 政治資金規正法による収支報告書
 - (4) 規約の制定及び改廃
 - (5) その他本連盟の運営に関する重要な事項
- 11 役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 12 会員は、議長の許可を得て、評議員会で意見を述べるができる。

(理事会)

第 14 条 本連盟の会務執行についての会議は、理事会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、理事会は、監事を除く役員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 理事が理事会を欠席しようとするときは、理事会で定めた書面により、予め会長

に届け出なければならない。

3 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成する。

4 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 評議員会に付議すべき事項

(2) 評議員会で議決した事項の執行に関する事項

(3) 評議員会の議決を必要とする事項について、会長が緊急の必要があると認め
応急処分する事項。ただし、この場合は、次の評議員会において承認を受けな
ければならない。

(4) その他本連盟の運営に関する事項

5 理事会の議決は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

(部会)

第 15 条 会長は、時局対策及び選挙等の重要な会務執行を補完するため、理事会の
同意を得て、必要に応じ、次の部会を置くことができる。

(1) 時局対策部会

(2) 選挙対策推進部会

(3) ブロック会議

2 前項第 3 号のブロック会議のブロックは、東、西、南、北とする。

3 部会は部員で構成し、任務、任期及び運営方法、その他必要な事項は、その都度
理事会で別に定める。

(委員会)

第 16 条 会長は、常設委員会として、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員 5 名をもって構成する。

3 委員は、会員の中から理事会の議決により会長が委嘱する。

4 会長は、前第 1 項のほか理事会の同意を得て、必要に応じ、臨時委員会を置くこ
とができる。

5 委員会の名称、構成、任務及び任期のその他必要な事柄は、その都度これを定める。

6 委員会は、会長の諮問に答申するほか、調査研究の事項について、会長に意見を
具申することができる。

(郡市連盟会長会)

第 17 条 本連盟に郡市連盟会長会を置く。

2 郡市連盟会長会は、会長の諮問にこたえ、本連盟の運営に関する事項を協議し、本連盟及び郡市歯科医師連盟相互間の連絡調整を図り、もって本連盟の目的推進に資する機関とする。

3 郡市連盟会長会の構成、運営等について必要な事項は、理事会で別に定める。

(会計)

第 18 条 本連盟の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、政治資金規正法に基づく収支報告書に対応するため、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの収支を明確に整理し、報告するものとする。

3 会費の額は、評議員会で定める。

(監事)

第 19 条 監事は、本連盟の会務運営及び会計事項につき、会長、理事長及び会計担当理事に対し、処理状況の報告関係書類の提示を求めることができる。

2 監事は、理事会に出席して質問し、又は意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。

3 監事は、評議員会の議事に上程した議案が、監事の監査を経たものである場合は、監査結果の報告をしなければならない。

(日本歯科医師連盟評議員)

第 20 条 日本歯科医師連盟評議員及び予備評議員は、会長が評議員会の同意を得て、会員のうちから選任する。

(事務局及び嘱託)

第 21 条 本連盟事務局に事務職員を置き、必要に応じ嘱託を置くことができる。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て規程で定める。

(変更及び廃止)

第 23 条 この規約を変更若しくは廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

(解散)

第 24 条 本連盟は、理事会の発議に基づき評議員会の 3 分の 2 以上の賛成をもって政治資金規正法に従って解散することができる。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 13 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 13 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 14 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 15 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 20 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 22 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、令和元年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県歯科医師連盟役員選出規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県歯科医師連盟規約（以下「連盟規約」という。）第8条第2項の規定により、これを定める。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は、この規則を誠実に遵守し、公正かつ厳正に行わなければならない。

(選出の方法)

第3条 会長及び監事は、評議員会において会員の中から選出する。ただし、候補者が定数を越えたときは、選挙の投票をもって決する。

2 副会長、理事長、副理事長、理事は、連盟規約第8条第3項の規定により選任する。

(選挙の執行及び管理)

第4条 選挙の執行は、評議員会議場において選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の管理のもとで行う。ただし、評議員会議場においては、委員会は評議員会議長（以下「議長」という。）指示の下、選挙の執行を管理するものとする。

(選挙管理委員会及び委員)

第5条 会長は、委員の氏名を告示しなければならない。

2 委員は、連盟役員、評議員又は予備評議員を兼ねることができない。

3 委員は、選挙の候補者となること及び候補者を推薦することができない。

4 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選任する。

5 委員長は、委員会を代表し、その事務を統括する。

6 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

7 委員会における議決は、出席委員の過半数により決する。

8 委員が欠けたときは、会長は連盟規約第16条第3項の規定により委嘱し補充する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、選挙の執行につき次の事項を行う。

- (1) 立候補又は推薦候補の受付及び辞退に関する事務
- (2) 立候補者又は推薦候補者の資格審査
- (3) 選挙に関する告示及び選挙広報の発行
- (4) 投票及び開票の事務
- (5) 当選者の決定及び当選無効の決定
- (6) 選挙に関する異議の申出の受理及びその事務処理
- (7) その他選挙に関する事柄

2 委員会は、前項各号に掲げる事項の執行に当たり、事務局を窓口とし、候補者届出の受理及び辞退等の事務を事務局長に担当させることができる。更に、投票及び開票事務に当たっては事務局職員を補助者とすることができるとともに、役員選挙に関する事務を事務局に処理させることができる。

3 事務局長は、選挙に対する中立的立場の堅持と選挙事務の責任を明確にするため、選挙の都度、事務局職員の分担を定め、担当者の氏名を会長に報告し、理事会の承認を得て、委員会に報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第7条 選挙権は、評議員及び予備評議員が有する。ただし、予備評議員については、連盟規約第12条第7項の規定に示す場合にのみ、選挙権を有するものとする。

2 被選挙権は、会員で選挙期日までに引き続き2年以上経過した者が有する。

(通常選挙及び特別選挙)

第8条 任期満了に伴う会長及び監事選挙を通常選挙とし、それ以外の会長及び監事選挙を特別選挙とする。

2 特別選挙は、補欠選挙及び再選挙とする。

(選挙人及び選挙人名簿)

第9条 会長及び監事選挙の選挙人名簿は、会長及び監事選挙公示日現在の評議員及び予備評議員の名簿とする。

2 会員は、前項の選挙人名簿を閲覧することができる。

(選挙期日)

第 10 条 選挙期日は、理事会の議決を経て会長が定める。

2 任期満了に伴う通常選挙は、任期が終わる年の 3 月の定例評議員会において行う。

3 補欠選挙は、会長又は監事の欠員が生じた日から、最も近く開催する本連盟評議員会において行う。ただし、評議員会までの期間が短く選出することが困難な場合は、理事会の議決により更に次の評議員会において行うものとする。

4 再選挙は、選挙が必要になった役員選挙の期日から 60 日以内に行う。

(選挙期日の公示)

第 11 条 選挙期日は、会長が選挙期日の 20 日前までに公示し、会員に知らせなければならない。ただし、緊急の場合は、選挙期日の 10 日前までに公示する。

2 会長が選挙期日を公示した日から投票が行われる選挙期日までの期間を選挙期間とする。

(選挙期日の変更)

第 12 条 会長及び監事選挙の選挙期日の公示後、天災地変その他避けることのできない事故のために、選挙を行うことができないときは、理事会の議決を経て、会長が既に定めた選挙期日を変更することができる。

(立候補又は推薦候補)

第 13 条 選挙は、立候補者又は推薦候補者について行う。

2 前項の推薦候補については、会員が推薦者となることができる。

(候補者届出期間)

第 14 条 選挙候補者の届出期間は、選挙期日が公示された日の午前 9 時から選挙期日の 10 日前の午後 5 時までとする。ただし、第 11 条のただし書きの場合は、選挙期日の 3 日前の午後 5 時までとすることができる。

(立候補の届出)

第 15 条 選挙に立候補する者は、立候補趣意書を添えた立候補届出書を前条に定める期間中に、郵便によることなく、委員会に自ら届出しなければならない。

2 立候補届出書には、次の事項を記載し、立候補者が署名押印する。

(1) 立候補者の氏名、生年月日、住所、診療所の名称及び所在地、入会年並びに略歴

(2) 届出年月日

3 立候補趣意書には、次の事項を記載し、立候補者が署名押印する。

(1) 立候補の趣意表明文

(2) 記載年月日

4 前3項の立候補届出書及び立候補趣意書は、様式第1号及び第2号で定められたものを用いる。

(推薦候補の届出)

第16条 会員が被選挙人を候補者として推薦しようとするときは、その推薦者は、被推薦者の承諾書を添えた推薦候補届出書を第14条に定める期間中に、郵便によることなく委員会に自ら届出しなければならない。この場合、事情により、推薦者に代わり被推薦者が自ら届出しても差し支えないものとする。

2 推薦候補届出書には、次の事項を記載し、2名の推薦者が署名押印する。

(1) 被推薦者の氏名、生年月日、住所、診療所の名称及び所在地、入会年並びに略歴

(2) 届出年月日

3 被推薦者の承諾書には、次の事項を記載し、被推薦者が署名押印する。

(1) 承諾文

(2) 記載年月日

(3) 被推薦者の住所

4 前3項の推薦候補届出書及び被推薦者の承諾書は、様式第3号及び第4号で定められたものを用いる。

(重複して候補者になることの禁止)

第17条 会長又は監事選挙の一つにおいて候補者となった者は、他の選挙の候補者となることができない。

(届出書の受理)

第18条 委員会は立候補又は推薦候補の届出があったときには、これを点検し不備があれば整備させて、受理しなければならない。

2 委員会は、届出締め切り後、速やかに資格事項を審査し、届出の有効無効を判定し、結果を立候補者又は推薦者に通知する。

(候補者の告示及び選挙広報)

第 19 条 委員会は前条の規定による届出の審査後、直ちに候補者の氏名を告示し、候補者の氏名等を掲載した選挙広報を会員に送付する。

2 候補者の告示及び選挙広報における候補者氏名の掲載順位は、候補者の届出順位とする。

3 選挙広報は、様式第 5 号で定めたものを用いる。

(候補者の辞退届)

第 20 条 候補者を辞退しようとするときは、選挙開始の宣言が行われる前までに、書面をもって委員会に届け出なければならない。

(投票の方法)

第 21 条 選挙は、選挙期日に投票により行う。

2 投票は、選挙人の単記無記名投票とし、選挙会場に当てた評議員会会場の投票所において、選挙人自らが所定の投票用紙に自書し、投票箱に投函して行う。

(選挙の手順)

第 22 条 議長は、選挙開始を宣言し、出席選挙人の数を確定するために、選挙会場となる評議員会会場の出入口を閉鎖させて、以後の選挙の執行を委員会に委ねる。

2 委員会は、選挙人の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人 2 名以上を選任する。

3 候補者は、これを選挙立会人に選任することはできない。

4 投票及び開票には、2 名以上の選挙立会人が立ち会う。

5 投票が終了したとき、委員長は、投票終了を宣言して投票箱を閉鎖する。

(候補者又は推薦者の演説等)

第 23 条 候補者又は推薦者は、議長の選挙開始宣言の後に、委員会の指示により、候補者届出の順位に従い候補者 1 名につき 5 分間以内の選挙演説を行うことができる。

(選挙人でない候補者又は推薦者の出席)

第 24 条 候補者又は推薦者が選挙人でない場合においても、これを選挙を執行する評議員会に出席させなければならない。

2 前項の場合に、出席した候補者又は推薦者は、前条に規定する選挙演説をするほか、一切発言することは許されない。

(選挙会場における秩序保持)

第 25 条 投票が開始されたときは、何人といえども演説討論をなし、若しくは喧騒にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他選挙の秩序を乱してはならない。

2 前項の規定に抵触する行為をした者に対して委員会はこれを停止し、又は退場させることができる。

3 前項の規定により退場させられた者は、最後に投票させる。

(投票の秘密保持)

第 26 条 選挙人は、何人に対しても投票用紙に記載した候補者の氏名を陳述する義務はない。

(開票)

第 27 条 開票は、投票終了後引き続き行う。

2 委員長は、選挙立会人立ち会いの上投票箱を開き開票する。

3 委員会は、選挙立会人立ち会いの上投票を点検し、候補者別に得票数を計算する。

4 投票の点検が終了し、得票数が確定したとき、委員会は、直ちに各候補者の得票数を発表し、当選者の氏名を議長に報告する。

5 前項の報告を受けた議長は、選挙会場で当選者の氏名を発表し、当選者に当選を告知する。

6 前項の場合に、議長は速やかに会長へ報告する。

(無効投票)

第 28 条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの

(2) 候補者以外の氏名を記載したもの

(3) 複数の氏名を記載したもの

(4) 何人を記載したかを確認し難いもの

(当選者)

第 29 条 会長選挙においては、有効投票の過半数の得票者をもって当選者とする。

2 前項の場合に、過半数の得票者がいないときは、得票の多い者 2 名につき、過半数を得るまで繰り返して投票を行う。

3 監事選挙は、有効投票の多い得票者を当選者とする。

4 前項の当選者決定に当たり得票者が同数のときは、再投票で決める。

(無投票当選)

第 30 条 委員会は、定数を超えないときは、投票を行わず、当該候補者をもって当選者と定めなければならない。

2 前項に示す無投票当選の決定を要する場合には、委員会は、候補者届出期間終了後速やかに行い、その結果を議長に報告する。

3 前項の報告を受けた議長は、選挙会場で無投票当選を報告し、その当選者の氏名を発表し、当選者に当選を告知する。

(繰上当選)

第 31 条 選挙は、繰上当選を認めない。

(当選の効力の発生)

第 32 条 当選者の当選の効力は、議長が選挙会場で当選者の氏名を発表した時から生ずるものとする。

(当選者の辞退)

第 33 条 当選者は、当選を辞退することができない。

(補欠選挙)

第 34 条 第 8 条第 2 項の規定に示す補欠選挙は、役員に欠員を生じ、欠員補充するときに行う。この場合に、会長は、第 10 条第 3 項に基づいて選挙期日を定め、補欠選挙の公示をしなければならない。

(再選挙)

第 35 条 第 8 条第 2 項の規定に示す再選挙は、次に掲げる各号のいずれか一つが生じたときに行う。この場合、会長は、第 10 条第 4 項に基づいて選挙期日を定

め、再選挙の公示をしなければならない。

(1) 当選者が役員就任前になくなったとき

(2) 第 38 条の規定により、その選挙が無効となったとき

(選挙に関する異議の申出)

第 36 条 当選若しくは選挙の効力に関し不服のある候補者又は選挙人は、当選決定の日の翌日から 5 日以内に、その理由を記載した書面で、委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の申し出を受けた委員会は、議長に報告する。

(当選無効の決定)

第 37 条 当選の効力に関し異議の申出があった場合に、委員会は、その事実を調査

し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、当選の決定を変更し、その当選を無効としなければならない。

(1) 当選者が戒告又は除名の処分を受けたとき

(2) 当選者が、選挙期間中に選挙に関して、戸別訪問、金銭や物品の供与又は饗応や接待を行った事実が委員会の調査で確認され、この行為が当選に影響を及ぼしたと認めたとき

2 前項第 2 号に示す委員会の調査期間は、異議の申出があった日から 20 日以内とし、この間に事実の確認ができない場合は、調査を終わるものとする。

3 第 1 項の規定により当選無効が決定したとき、委員会は直ちに議長に報告する。

4 前項の報告を受けた議長は、速やかに会長に報告する。

(選挙無効の決定)

第 38 条 選挙の効力に関し異議の申出があった場合に、委員会は、その事実を調査し、本規則に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼすおそれのある場合に限り、委員会は当該選挙の無効を決定しなければならない。

2 第 1 項の規定により選挙無効が決定したときは、委員会は直ちに議長に報告し、議長は、速やかに会長に報告する。

(立候補及び推薦の基準)

第 39 条 会長候補者は、埼玉県歯科医師会の目的達成のため常に埼玉県歯科医師会との連携・協調体制をとり得る者とする。

2 評議員及び予備評議員は自らを推薦することはできない。

(変更及び廃止)

第 40 条 この規則を変更し、若しくは廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成 21 年 3 月 5 日から施行する。

埼玉県歯科医師連盟役員報酬及び退職慰労金支給細則

第1条 この細則は、役員報酬及び退職慰労金支給規程（以下「規程」という。）第8条、第10条の規定によりこれを定める。

第2条 役員月額報酬は、規程第4条に規定する支給区分により、毎月次の各号の金額を支給する。

- (1) 会長職 月額 100,000 円
- (2) 副会長職 月額 50,000 円
- (3) 理事長職 月額 70,000 円
- (4) 副理事長職 月額 50,000 円
- (5) 理事職 月額 30,000 円
- (6) 監事職 月額 30,000 円

第3条 規程第13条に規定する別表は、次の退職慰労金定額表とする。

	退職慰労金（1年につき）
会長職	100,000 円
副会長職	50,000 円
理事長職	70,000 円
副理事長職	50,000 円
理事職	30,000 円
監事職	30,000 円

（任期3年を通じて在任した者の退職慰労金は、定額表の額に3を乗じた金額とする。）

第4条 役員が6か月以上欠勤したときの報酬及び退職慰労金の支給は、理事会の議を経て会長が定める。

第5条 この細則に規定するもののほか、必要な事項は、理事会で定める。

第6条 この細則を変更しようとするときは、報酬等を審議する臨時委員会の答申を経て、理事会で議決しなければならない。

第7条 この細則を廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この細則は、平成 22 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この細則一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県歯科医師連盟旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第22条の規定によりこれを定め、本連盟の役員及び会員の旅費を定めるものとする。

(旅費)

第2条 前条に規定する旅費とは、交通費、日当及び宿泊を要した場合の宿泊費をいう。

(出張旅費の支給)

第3条 本連盟の役員、部員、委員、評議員及びその他の会員が本連盟の会務のため出張したときは、次に掲げる各号の旅費を支給する。

(1) 交通費 実費

新幹線、特急、急行、グリーン車、指定席及び航空機等の利用についても実費とするが、県内及び東京都内への出張については、グリーン車利用の実費として普通車料金を当てるものとする。

(2) 日当 1日 12,000円 半日 10,000円

1日とはその勤務時間が4時間以上をいう。

(3) 宿泊費 実費

(日当及び宿泊)

第4条 日当は、出発の日から帰着の日までとし、宿泊費は、当夜から帰着の前夜までとして支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法で旅行した場合の旅費により計算するものとする。

(会議旅費の支給)

第6条 本連盟の役員、委員、評議員及びその他の会員が本連盟の理事会、委員会、評議員会、郡市会長会及びその他の会議に招集又は要請を受けて出席したときは、次に掲げる各号の旅費を支給する。

(1) 交通費

交通費は、交通機関利用者に対して、第5条の規定により本連盟事務所最寄りの駅ま

での鉄道又は路線バス利用による往復運賃の実費を支給する。その金額は、事前に登録した利用交通機関、区間及び往復運賃に基づき事務局で算定する。ただし、本連盟で用意した自動車を利用した場合には、そのときの交通費は支給しないものとする。

(2) 日当

日当は、第3条第2号の規定により支給する。

(3) 宿泊費

宿泊費は、通常の場合は認めない。ただし、理事会において止むを得ない事情と認めた場合に限り、第3条第3号の規定により支給する。

2 前項第1号の交通費を算定するため、交通機関利用者は、利用交通機関の名称、利用区間及び往復運賃を事前に事務局に登録しなければならない。

3 前項に定める登録内容に変更あるときは、速やかに事務局に届け出なければならない。

(傷害保険の加入)

第7条 本連盟の役員、委員、評議員及びその他の会員が会務のため県内外に出張するときは、出張者を被保険者として本連盟が契約者となり、その都度交通事故障害保険に加入するものとする。その保険金は1人2,000万円とする。

(変更及び廃止)

第8条 この規程を変更若しくは廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年10月14日から施行する。

埼玉県歯科医師連盟旅費及び役員報酬等の支給方法に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、旅費支給規程及び役員報酬及び退職慰労金支給規程に定められた費用及び報酬等の支給方法について定める。

(対象となる費用・報酬)

第2条 前条の定める費用及び報酬等は次の各号とする。

(1) 旅費支給規則に定める旅費。

①出張旅費（以下「出張費」という。）

②会議旅費（以下「会議費」という。）

(2) 役員報酬及び退職慰労金支給規則に定める報酬。

①役員報酬（以下「報酬」という。）

②役員退職慰労金（以下「慰労金」という。）

(支給方法)

第3条 支給方法は、本会の銀行口座から会員が指定する銀行等の預金口座へ送金して支給することを原則とする。この場合、会員は別に定める届出様式に従い、自らの責任において支給を受ける預金口座の届け出をしなければならない。ただし、必要に応じて、次の各号に示す支給方法も講じることができる。

(1) 出張費のうち、交通機関利用の場合の乗車券等、又はホテルの宿泊券等については、現物を支給すること

(2) 状況により事務局長の判断で現金で支給すること。この場合の支給方法は、直接現金を本人に手渡す又は現金書留のいずれかにより行う

(支給日)

第4条 出張旅費及び会議旅費については、支給の対象となる出張、又は会議が行われた月の翌月の15日迄に支給する。

2 報酬については、支給対象となる月の15日迄に支給する。

3 慰労金については、理事会で支給日を決定する。

(変更と廃止)

第5条 この規程を変更、若しくは廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成28年7月1日から施行する。

埼玉県歯科医師連盟公印の押印省略に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 公印の押印に関して、事務の効率化を図るとともに、より確実な公印管理を行うため、軽易な一般文書は公印の押印省略ができるものとし、その取扱いは、この要項の定めるところとする。

(公印の押印省略の範囲)

第2条 公印の押印省略の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本連盟の機関、会員あてに発する本連盟内文書で次に掲げるもの

ア 本連盟内会議の開催通知（評議員会は除く）

例 … 理事会、委員会、連絡協議会等

イ 送付文書

例 … 図書、パンフレット、ポスター等の送付、日歯・県等からの文書写しの送付等

ウ その他軽易な文書

例 … 説明会・研修会開催通知、アンケート依頼、軽易な調査に関する照会等

(2) 郡市歯科医師連盟、郡市連盟会長及び郡市連盟会員並びに日本歯科医師連盟、都道府県歯科医師連盟、政治団体等（1）以外あてに発する文書で次に掲げるもの

ア 会議・説明会・研修会の開催通知

イ 送付文書

例 … 図書、パンフレット、ポスター等の送付、日歯・県等からの文書写しの送付等

ウ その他軽易な文書

例 … アンケート依頼、軽易な調査に関する照会・回答等

(公印省略の表記)

第3条 原則として、2（2）の公印の押印を省略した文書には、文書の発信者名の下段に「（公印省略）」と記入するものとする。

附 則

この取扱要項は、平成25年12月12日から実施する。

埼玉県歯科医師連盟支出に関する取扱要項

(県内首長選挙に係る助成金の取扱い)

第1条 郡市歯科医師連盟から、郡市内における首長選挙実施について候補者の推薦依頼があったときは、本連盟の理事会の議決を経て推薦状及びビラとともに、市長選挙は50,000円、町長・村長選挙は30,000円の助成金を郡市連盟あてに支出(寄付)するものとする。

(会涉外費の取扱い)

第2条 県内外を問わず、本連盟(本会)役員が他の団体と折衝あるいは渉外を行うときに要する費用は、本連盟予算の「選挙関係費」の「会涉外費」から、1名につき30,000円を上限として支出する。また、必要に応じて、会員個人の冠婚葬祭に連盟として支出する費用(祝金、香典等)についても、同様に「会涉外費」から、1件につき50,000円を上限として支出するものとする。

(会長渉外費の取扱い)

第3条 会長が本連盟の代表者として、関係者の冠婚葬祭やパーティーの場などに招かれた場合、また、会長が直接関係者との折衝にあたる場合等に係る費用は、本連盟予算の「選挙関係費」の「会長渉外費」から、会長及び同伴者それぞれ1名につき50,000円を上限として支出する。

※上記2. 3については、原則として本会からの支出と重複せずに支出するもの

とし、上記以外で「会涉外費」及び「会長渉外費」の中から支出が必要と思われるものについては、その都度理事会で協議するものとする。

(変更及び廃止)

第4条 この要綱を変更若しくは廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第15条関係）

埼玉県歯科医師連盟会長選挙立候補届

立候補する役員の名称	
氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
診療所名	
診療所所在地	
入会年月日	年 月 日 入会
略歴	

私儀

年 月 日に執行される、埼玉県歯科医師連盟会長選挙に当たり、
埼玉県歯科医師連盟役員選出規則により立候補の届出を致します。

年 月 日

氏名

印

埼玉県歯科医師連盟選挙管理委員会 殿

(立候補趣意書1通添)

様式第3号（第16条関係）

埼玉県歯科医師連盟会長選挙推薦候補届

候補者に推薦する役員の名称	
氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
診療所名	
診療所所在地	
入会年月日	年 月 日 入会
略歴	

上記の会員は、年 月 日に執行される、埼玉県歯科医師連盟会長選挙に当たり、適任者と認めるので、同氏の承諾を得て、埼玉県歯科医師連盟役員選出規則により推薦候補の届出を致します。

年 月 日

推薦者 埼玉県歯科医師連盟会員

氏 名

印

氏 名

印

埼玉県歯科医師連盟選挙管理委員会 殿

(被推薦者の承諾書1通添)

様式第4号（第16条関係）

承 諾 書

私儀

別紙のとおり埼玉県歯科医師連盟会長候補者として推薦を受けましたので、
承諾致します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

埼玉県歯科医師連盟選挙管理委員会 殿

様式第1号（第15条関係）

埼玉県歯科医師連盟監事選挙立候補届

立候補する役員の名称	
氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
診療所名	
診療所所在地	
入会年月日	年 月 日 入会
略歴	

私儀

年 月 日に執行される、埼玉県歯科医師連盟監事選挙に当たり、
埼玉県歯科医師連盟役員選出規則により立候補の届出を致します。

年 月 日

氏名

印

埼玉県歯科医師連盟選挙管理委員会 殿

(立候補趣意書1通添)

様式第3号（第16条関係）

埼玉県歯科医師連盟監事選挙推薦候補届

候補者に推薦する役員の名称	
氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
診療所名	
診療所所在地	
入会年月日	年 月 日 入会
略歴	

上記の会員は、年 月 日に執行される、埼玉県歯科医師連盟監事選挙に当たり、適任者と認めるので、同氏の承諾を得て、埼玉県歯科医師連盟役員選出規則により推薦候補の届出を致します。

年 月 日

推薦者 埼玉県歯科医師連盟会員

氏 名

印

氏 名

印

埼玉県歯科医師連盟選挙管理委員会 殿

(被推薦者の承諾書1通添)

様式第4号（第16条関係）

承 諾 書

私儀

別紙のとおり埼玉県歯科医師連盟監事候補者として推薦を受けましたので、
承諾致します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

埼玉県歯科医師連盟選挙管理委員会 殿

